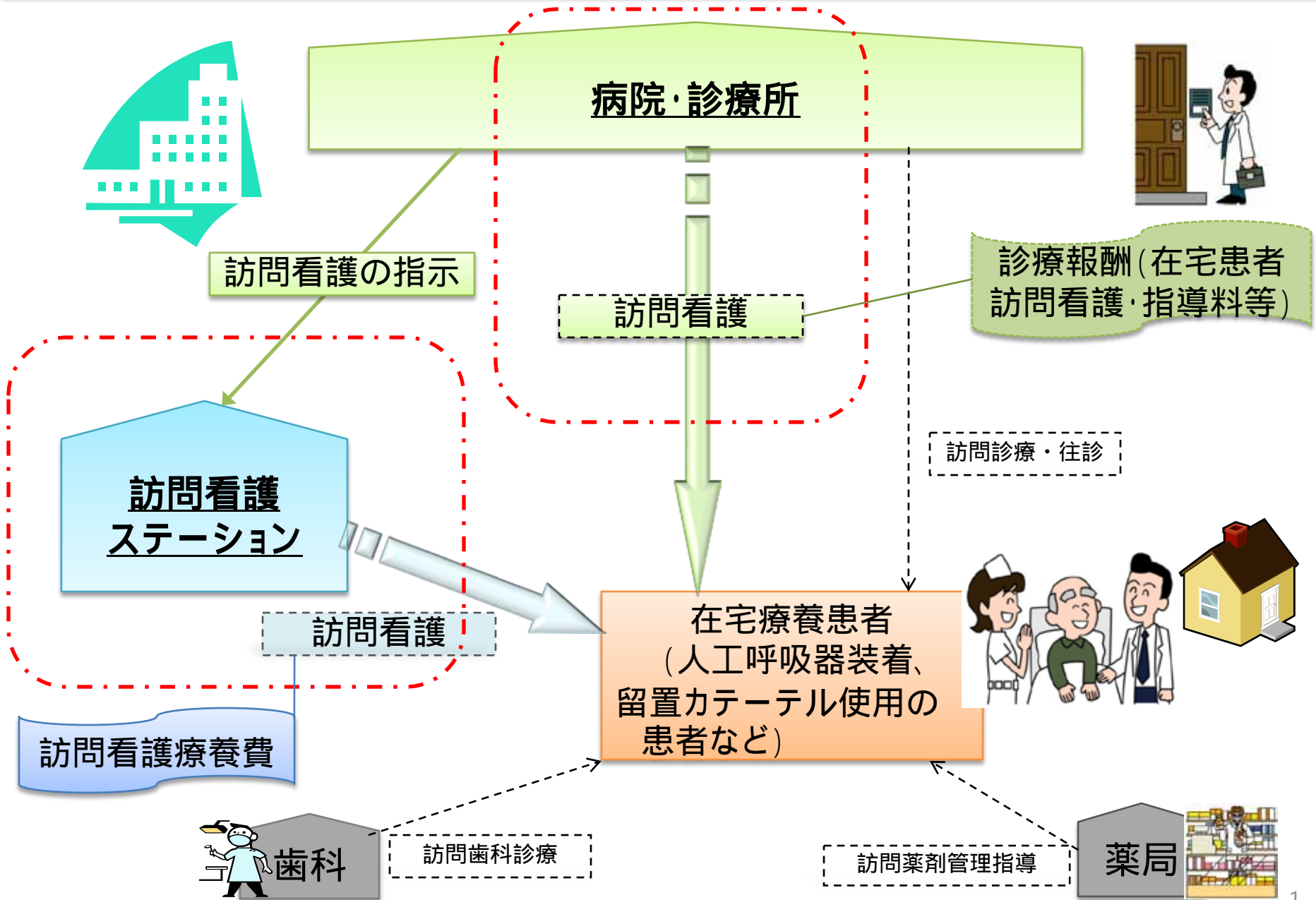


參考資料

訪問看護

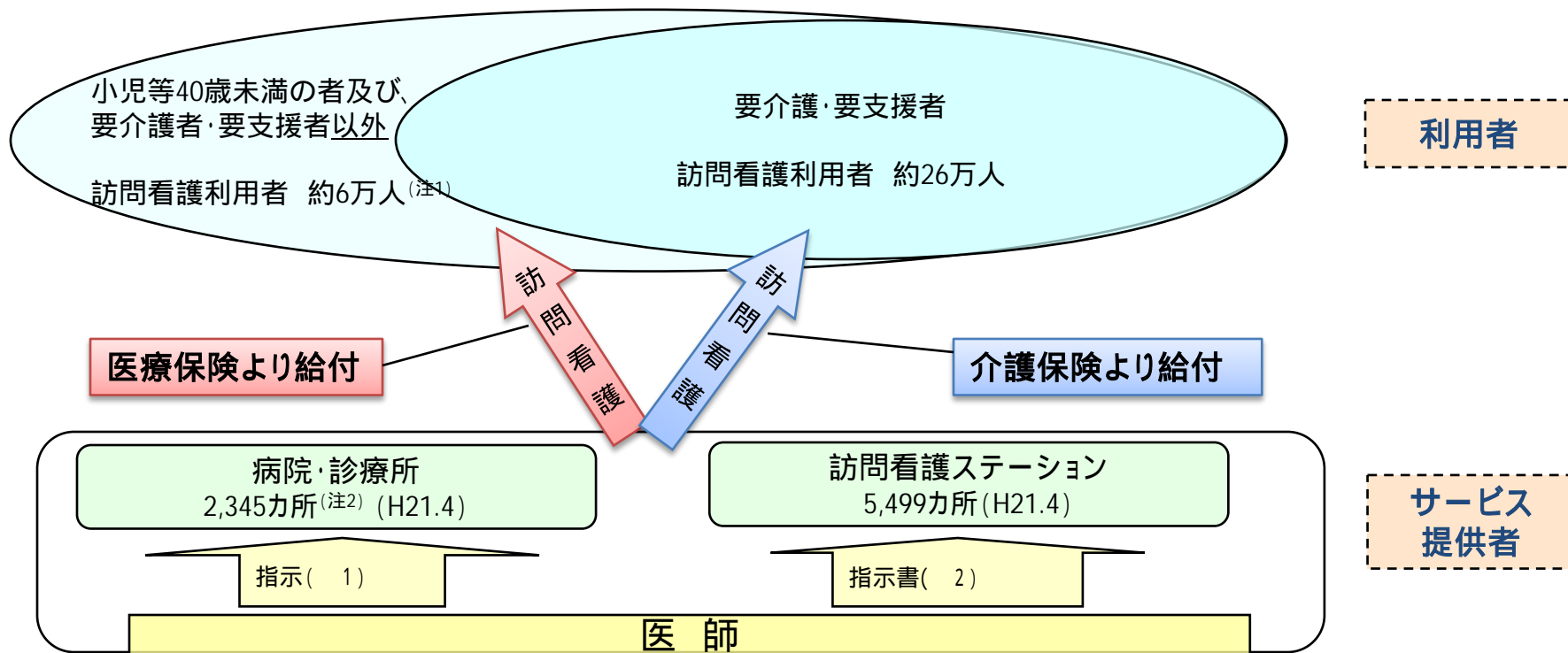
在宅医療における訪問看護の位置づけ (イメージ)



訪問看護とは

疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

介護保険の給付は医療保険の給付に優先することとしており、要介護被保険者等については、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに限り、医療保険の給付により訪問看護が行われる。



- (1) 他医療機関への指示の場合 診療情報提供料 250点(医療保険)を算定
- (2) 訪問看護指示料 300点(医療保険)を算定

(出典)介護給付費実態調査(平成21年4月審査分)

(注1)H19年介護サービス施設事業所調査(ただし、医療機関からの訪問看護の利用者を含まない。)

(注2)医療保険のみの訪問看護実施施設は含まない。

訪問看護におけるターミナルケアに係る加算の推移

		平成12年	平成14年	平成15年	平成16年	平成18年	平成20年	平成21年		
介護保険	改定		-		-		-			
	点数	訪問看護ステーション	1,200単位	1,200単位	1,200単位	1,200単位	1,200単位	1,200単位	2,000単位	
		医療機関	1,200単位	1,200単位	1,200単位	1,200単位	1,200単位	1,200単位	2,000単位	
	要件	在宅で死亡した利用者(*1)								
		死亡前24時間以内にターミナルケアを実施							-	
死亡月の前月以前の月に当該利用者に対する訪問看護を実施						-	-	-		
	死亡日14日以内に2回以上ターミナルケアを実施(*2)	-	-	-	-	-	-	-		
医療保険	改定			-				-		
	点数					在宅療養支援診療所と連携した場合	左記以外の場合			
		訪問看護ステーション	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	15,000円	12,000円	20,000円	20,000円
		医療機関	1,200点	1,200点	1,200点	1,200点	1,500点	1,200点	2,000点	2,000点
	要件	在宅で死亡した患者								
		死亡前24時間以内にターミナルケアを実施							-	-
		1ヶ月以上訪問看護を実施						-	-	-
死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施		-	-	-	-					
	訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケア実施(*3)	-	-	-	-	-				

(*1)介護保険では、平成18年から、ターミナルケアを実施中に死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等についても、ターミナルケア加算を算定することができる。

(*2)ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。

(*3)介護保険では、平成12年から当該要件あり。

医療保険・介護保険の訪問看護の対象者

医療保険

居宅において継続して療養を受ける状態にあり通院困難な患者	
回数制限のある対象者 (週3日以内)	(40歳未満の者) (40歳以上の要支援者・要介護者でない者)
回数制限のない対象者(週4日以上)	
厚生労働大臣が定める疾病等の患者	末期の悪性腫瘍
	多発性硬化症
	重症筋無力症
	スモン
	筋萎縮性側索硬化症
	脊髄小脳変性症
	ハンチントン病
	進行性筋ジストロフィー症
	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上かつ生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))
	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
	プリオン病
	亜急性硬化性全脳炎
	後天性免疫不全症候群
頸髄損傷	
人工呼吸器を装着している患者	
病状の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要であると医師が認めた者※(14日間を限度とし、月1回まで)	
※厚生労働大臣が定める以下の状態にある者は月2回まで	
<ul style="list-style-type: none"> ・気管カニューレを使用している ・真皮を越える褥瘡の状態にある 	

介護保険

居宅要支援者・要介護者(末期の悪性腫瘍、その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者(左記)、急性増悪により一時的に頻回の訪問看護が必要であると認められた患者を除く)	
特定疾病の居宅要支援者・要介護者(40歳以上65歳未満)	
特定疾病	がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
	関節リウマチ
	筋萎縮性側索硬化症
	後縦靭帯骨化症
	骨折を伴う骨粗鬆症
	初老期における認知症
	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
	脊髄小脳変性症
	脊柱管狭窄症
	早老症
	多系統萎縮症
	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
	脳血管疾患
	閉塞性動脈硬化症
	慢性閉塞性肺疾患
両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	

医療保険と介護保険の訪問看護の報酬体系

	医療保険	介護保険
報酬設定の方法	1日単位で訪問回数にかかわらず設定	時間単位で訪問回数に応じて設定(ただし、支給限度額あり)
報酬構造	<p>【訪問看護ステーション】</p> <p>訪問看護基本療養費 (週3日まで) 5,550 円 (週4日以降) 6,550 円</p> <p>※准看護師の場合は、基本療養費-500円、在宅患者訪問看護指導料-50点</p> <p>【医療機関】</p> <p>在宅患者訪問看護 (週3日まで) 555 点 (週4日以降) 655 点</p>	<p>【訪問看護ステーション】</p> <p>訪問看護費 (20分未満) 285 単位 (※夜間、深夜、早朝のみ算定可)</p> <p>(30分未満) 425 単位</p> <p>(60分未満) 830 単位</p> <p>(90分未満) 1,198 単位</p> <p>※准看護師の場合は、所定単位90/100算定</p> <p>【医療機関】</p> <p>230 単位</p> <p>343 単位</p> <p>550 単位</p> <p>845 単位</p>
本体部分	<p>訪問看護基本療養費 (II) 1回1~3時間 1,600 円 延長(1時間) 400 円</p> <p>※精神障害を有する者であって、障害福祉サービスを行う施設等に入所している複数の者</p> <p>訪問看護基本療養費 (週3日まで) 4,300 円 (週4日以降) 5,300 円</p> <p>※居住系施設入居者等に対して訪問看護を行う場合(准看護師の場合は、基本療養費-500円、居住系施設入居者等訪問看護・指導料-50点)</p> <p>+</p> <p>訪問看護管理療養費 (月の初日) 7,050 円 (2~12日目まで) 2,900 円</p>	
加算部分	<p>特別地域訪問看護加算(基本療養費に50/100加算)</p> <p>緊急訪問看護加算 (1日につき) 2,650 円</p> <p>難病等複数回訪問加算 (2回) 4,500 円 (3回以上) 8,000 円</p> <p>長時間訪問看護加算 (週1回) 5,200 円</p> <p>24時間対応体制加算 (1月につき) 5,400 円</p> <p>24時間連絡体制加算 (1月につき) 2,500 円</p> <p>重症者管理加算 (1月につき) 2,500 円</p> <p>(重症度等の高いもの) 5,000 円</p> <p>退院時共同指導加算 (退院後1回) 6,000 円</p> <p>退院支援指導加算 (退院後1回) 6,000 円</p> <p>在宅患者連携指導加算 (1月につき) 3,000 円</p> <p>在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで) 2,000 円</p> <p>後期高齢者終末期相談支援療養費(1回) 2,000 円</p> <p>訪問看護ターミナルケア療養費 20,000 円</p> <p>訪問看護情報提供療養費 (1月につき) 1,500 円</p>	<p>夜間・早朝加算 (訪問看護費に25/100加算)</p> <p>深夜加算 (訪問看護費に50/100加算)</p> <p>特別地域訪問看護加算 (1回につき15/100加算)※</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(1回につき5/100加算)※</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算 (1回につき10/100加算)※</p> <p>※支給限度額に含めない</p> <p>長時間訪問看護加算 (1回につき) 300 単位</p> <p>緊急時訪問看護加算 (1月につき) 540 単位</p> <p>特別管理加算 (1月につき) 250 単位</p> <p>複数名訪問加算 30分未満 (1回につき) 254 単位 30分以上 (1回につき) 402 単位</p> <p>ターミナルケア加算 2,000 単位※</p> <p>サービス提供体制強化加算 (1回につき) 6 単位</p>

・赤字は平成20年度診療報酬改定により新設または改正された項目。

・青字は平成21年度介護報酬改定により新設または改正された項目。

訪問看護ステーションの業務時間(例)

営業日:月曜日～金曜日(時間外と土・日・祝日の場合はその他利用料の徴収)

営業時間:9時～17時

従業者数(常勤・非常勤含む):看護師4人、准看護師1名

利用者:約70名(介護保険55名、医療保険15名)、1日訪問看護回数 約15～20回

届出している加算:24時間対応体制加算、重症者管理加算



1人の看護職員が1日3～5件程度の訪問看護を実施

土・日・祝日は担当者を決め、利用者の必要に応じて対応

変則勤務により、夕方から夜間の訪問看護サービスを提供

夜間については、オンコール体制で対応(電話相談、必要時に訪問看護を実施)

訪問看護ステーションのA看護師の1日(例)

医療保険による訪問看護

介護保険による訪問看護

9時

12時

17時

休憩

移動
(約30分)

Iさん:
末期の悪性腫瘍
【約1時間20分】

- バイタルサイン測定
- 全身観察
- オムツ交換
- 体位交換
- 介護者への指導・相談対応
- 褥瘡処置

移動
(約20分)

Zさん:
高血圧
【約1時間】

- バイタルサイン測定
- 全身観察
- 服薬確認
- 入浴介助

移動
(約30分)

Sさん:
ALS
【約1時間30分】

- Aの業務 +
- 吸入、吸引
- 人工呼吸器の確認、管理
- 経管栄養

移動
(約20分)

Zさんの
記録

Iさんの
記録
・主治医への問い合わせ

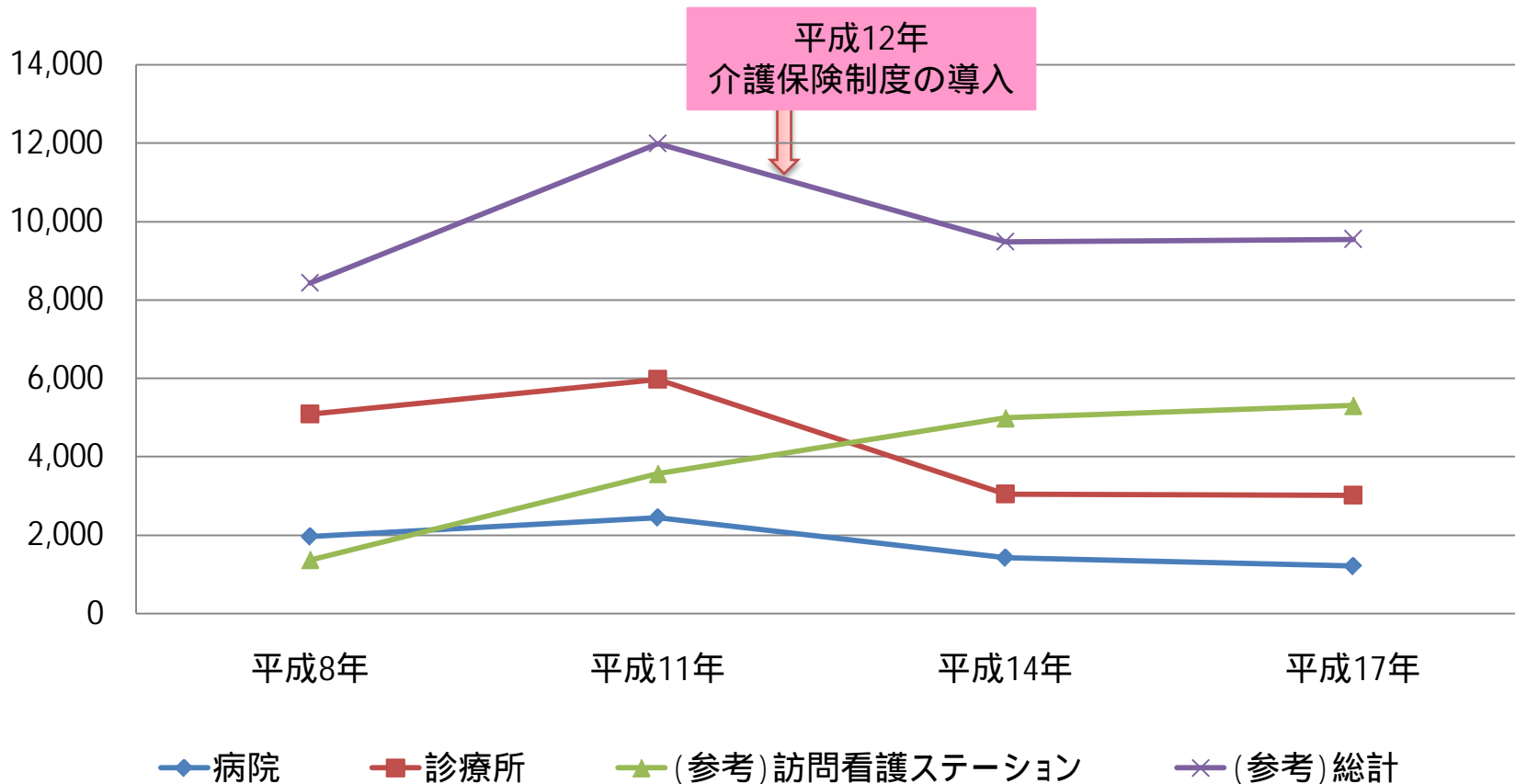
Wさんの
ケアマネジャーへの連絡
・情報交換

Sさんの
記録
・片付け

Wさん:
骨折術後
【約50分】

- Bの業務 +
- 介護者への相談対応
- リハビリ

在宅患者訪問看護・指導の実施施設(医療機関)数と訪問看護ステーション数の推移



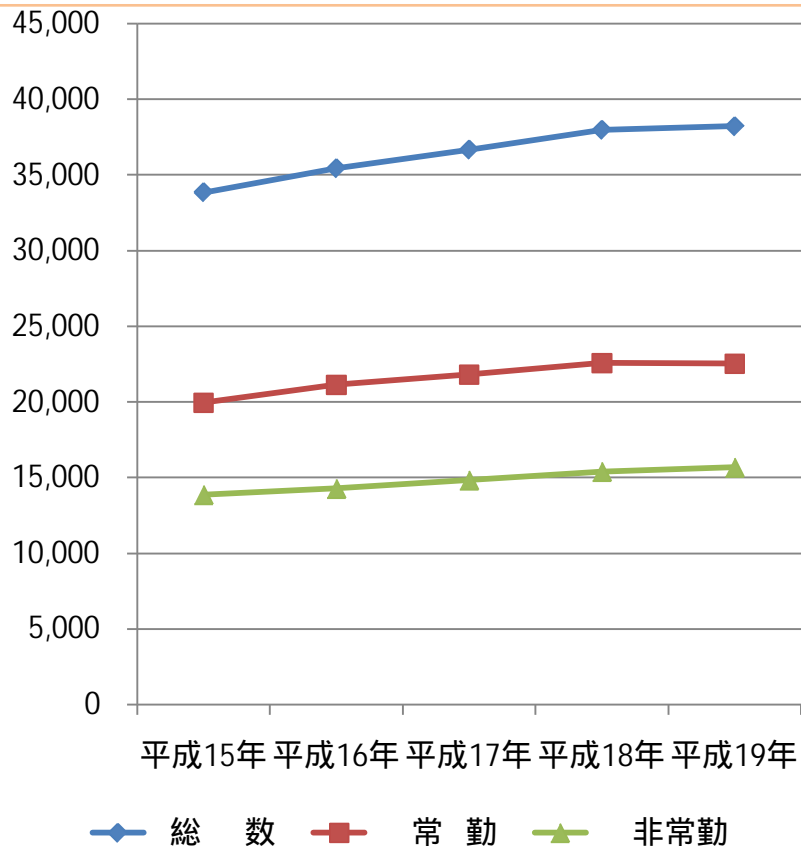
訪問看護を行う医療機関数は、近年、ほぼ横ばいから減少傾向
介護保険制度の導入により訪問看護ステーション数は増加したが、近年、ほぼ横ばい

出典：医療機関数については、医療施設調査による

訪問看護ステーション数については、平成11年までは訪問看護統計調査、平成12年からは介護サービス施設・事業所調査による

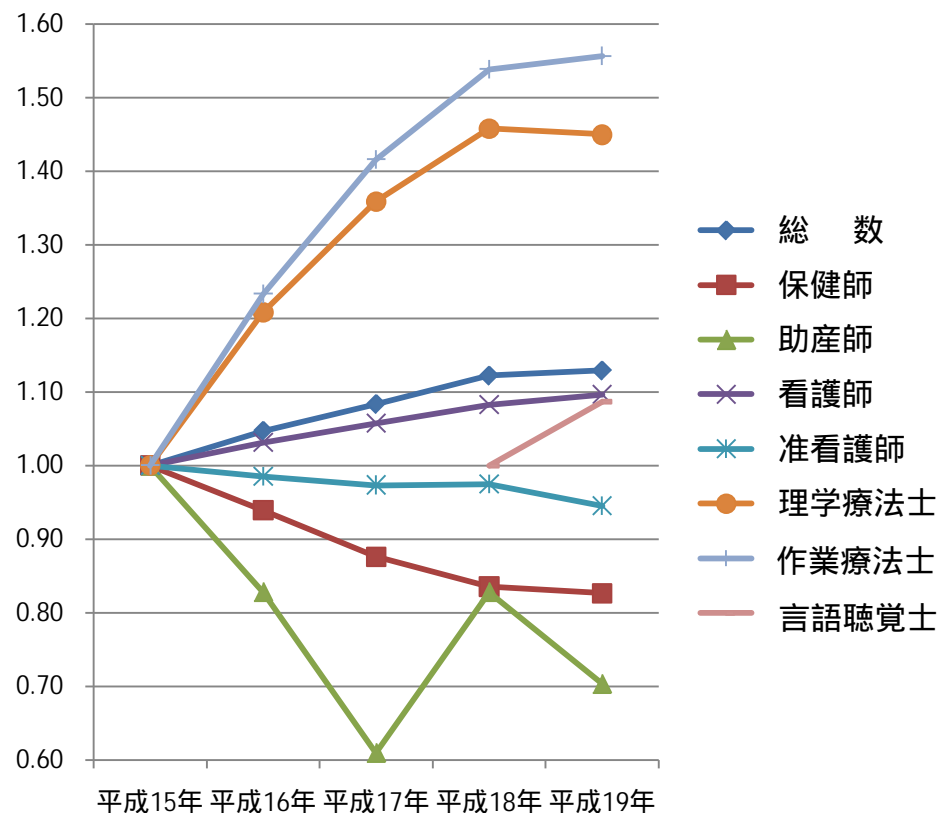
訪問看護ステーションの従事者の推移

訪問看護ステーションの従事者の年次推移



職種別の訪問看護ステーションの従事者数 伸び

(平成15年の値を1とした場合(言語聴覚士を除く))



従事者数は微増傾向
理学療法士、作業療法士数の増加が著しい

その他の職員数は含まない。平成18年以降は言語聴覚士を含む。